## 告 示

## 埼玉県告示第四百三十七号

出さ る。 定 款 れ 定非営利活動促進法 の変更の認 たの で、 証を受けようとす 同条第五 項に (平成 お +11 の特定非常 て準 年法律第七 用す 営 る 同法 利活 第十 動法 第二十五 条第二項 カュ 条第四 6 次  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規定 項 と お  $\mathcal{O}$ 規定に に り ょ 申 請 り 公 書 ょ 告 が n す

県民生活部共助社会づ 及 及 な び翌事業年度 saitamaken-npo.net/) び お、 イ 当 ン ター 該 申 ネ  $\mathcal{O}$ 事業計 ット に 係 ・を利用 < る 変更後 り課 画書及 及 す に Ź Ţ び ょ  $\mathcal{O}$ り縦 埼玉 方 活 定 法 動 款 一県西 覧に 予算 並 (埼玉 び 供 書 部 に いする 当該 県 地域 を、 N P 振 定 申 興 款 請 Ο 書 情 セ  $\mathcal{O}$ [を受理 報 変 ン タ 更 ス テ  $\mathcal{O}$ 12 L 日 お た シ  $\mathcal{O}$ 彐 V 日 属 7 か す 備え ら 二 る事 (http://w 業年 置 く方 間

平成二十 八年四月 日

埼玉 知 事 上 田 清 司

 $\mathcal{O}$ あ 0 た年月 日

成二 +年三月二十二 日

特定 非 営 利 活動 法 人 0 名称

特定非 営 利 活 動法 人 プ プ IJ コ

三 代表 者 0 氏 名

須

兀 主たる事務 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地

埼玉 県 狭 山 市 2 9 じ 野 番 五. ○六

五 定款 E 記載 され た 目 的

児童及 重 弱 る よう支援 一要性を 者とし (変更前 び 理 生徒 て L  $\mathcal{O}$ との 生活 この ŧ させることに 0 交流 を余 て、 法 人 活動を推 は、 儀 地域や家庭及 な ょ くされ 少子 2 て、 進し る可 高 社 齢 び社会全体 会に 感動 能 化 性 社 する 会にあって、 対する信頼と  $\mathcal{O}$ あ る高齢 ことや思  $\mathcal{O}$ 利 益に 者 寄与す 希 11 P ともす 望を B 次 代 り 持  $\mathcal{O}$ を ることを目 n 9 心 担 ば社会経済的 ことが をも う ベ き幼児 9 的 で とす きる と の な

境 所 図 児問題を 児及び 支援事 を習得 (変更 ま 業及 た、 取 児童 ŋ 障害児 び 入 と 団 れ  $\mathcal{O}$ 放  $\mathcal{O}$ 交流 課 法 生 た 総後等デ 活 が 人 健康 活動 知  $\sim$ は 識  $\mathcal{O}$ 少子 イ 適応支援 を  $\mathcal{O}$ 思考力 推進と幼 サ 持 高 ピ を受け 強 齢 ス 事業」 日 児及 化 常 社 生 び児童 会に 5 に を行 活 取 ħ に あ る り 組 お  $\mathcal{O}$ 0 11  $\neg$ 生活 児 け む て 定電福祉 る とともに ŧ 基本的 習 0 高 慣、 齢者 法 動 社 障 に と 害児 基 会 作 次 づ 及 導  $\mathcal{O}$ 代 ع てド 者 ル を担 地 障 知  $\mathcal{O}$ 域 害 Š 育 ル 社 児 成 べ 技 会 通 を 環 き